

介護老人保健施設 青葉の丘
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書

1. 法人及び施設の概要

(1) 法人の概要

- ① 名 称 : 医療法人社団 白寿会
- ② 所 在 地 : 東京都世田谷区等々力4丁目7番16号 石井ビル1階
- ③ 代 表 者 : 理事長 和田 博美
- ④ 電 話 番 号 : 03-3705-1003
- ⑤ F A X 番 号 : 03-3705-1902

(2) 施設の概要

- ① 名 称 : 介護老人保健施設 青葉の丘
- ② 所 在 地 : 神奈川県横浜市青葉区元石川町6568
- ③ 開設年月日 : 平成14年3月1日
- ④ 代 表 者 : 施設長 河西 紀昭
- ⑤ 電 話 番 号 : 045-904-2255
- ⑥ F A X 番 号 : 045-904-1511
- ⑦ 介護保険指定番号 : 1453780012

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という。）や、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設青葉の丘運営方針〕

- (1) 明るく家庭的な雰囲気の中で、介護が必要なご利用者が、楽しく、有意義な生活を過ごせるよう支援していきます。
- (2) お一人おひとりの個性や生活環境等に合わせた看護、介護、リハビリテーションを提供することで、ご利用者の自立を支援いたします。
- (3) 高齢者を通じて、地域の方々にも開かれた施設を目指していきます。

3. 施設の職員体制

職員の職種	人数	常勤（人）		非常勤（人）		常勤換算 人数	業務・職務内容
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長（医師）	1		1			1.0	施設を管理運営、職員全体の指導監督
医師（施設長含）	5		1		4	1.3	利用者の健康管理、診察、医療業務、保健衛生上に関する助言、協力病院との連携
介護職員	43	36		7		38.0	送迎介助、日常生活介助、利用者の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハ計画に基づく介護・看護、診察の補助、医療行為、保健衛生に関する助言と相談、介護に関する助言と相談
看護職員	23	11		11	1	15.0	
理学療法士	4		4			2.4	リハビリ業務全般、生活動作能力等を把握し、機能維持、回復訓練や生活動作の回復への助言、リハビリ計画書の作成
作業療法士	2		2			1.6	
言語聴覚士	2		1		1	1.0	
支援相談員	3	3				3.0	家族関係機関との連携、入退所前後の相談、入所生活上の相談等、苦情対応、市区町村との連携等
介護支援専門員	4	2	2			2.5	ケアプランの作成、市区町村との連携等、入所生活上の相談
管理栄養士	1		1			1.0	献立作成、栄養量計算のチェック、栄養管理、食生活の指導・助言、栄養計画の作成
薬剤師				2		0.4	医師の指導による薬剤調合と服薬指導・助言
その他	6	1		5		2.5	配置基準職種等サポート
事務・運転員	9		4		5	7.0	保険請求、庶務、一般事務・送迎業務等

4. 入所定員等

定員	125名（うち認知症専門棟50名）		
療養室	個室13室【うち従来型個室7室】	2人室22室【多床室】	4人室17室【多床室】

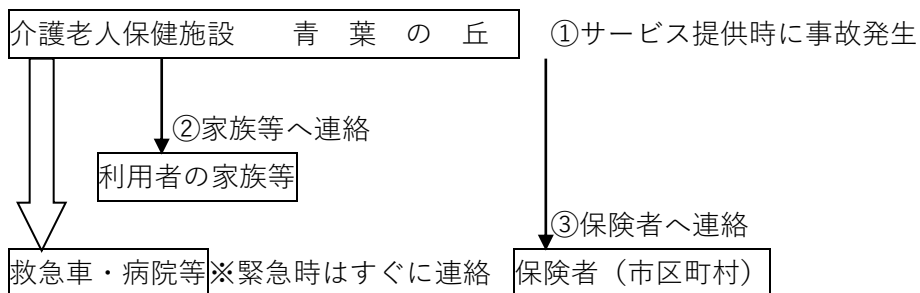
5. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画（以下「短期入所療養介護計画等」という。）の立案
- ③ 通所リハビリテーション介護計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事サービス（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - ・ 朝食 午前 8時から ・ 昼食 正午 12時から ・ 夕食 午後 6時から
 - ・ おやつ 午後 3時から
- ⑤ 入浴サービス
 - ・ 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭などになる場合があります。
- ⑥ 口腔ケア
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護サービス（退所時の支援も行います）
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 生活指導・相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア、マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月2回実施します）
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス
 - ・ 何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 事故発生時の対応

入所利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



7. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。協力病院は以下の通りです。

協力医療機関 (協力歯科医療機関)	名 称	たま日吉台病院
	所 在 地	川崎市麻生区王禅寺 1 1 0 5 番地
	名 称	松田クリニック
	所 在 地	横浜市青葉区美しが丘西 2 丁目 6 番 3 号
	名 称	わたぎ歯科医院
	所 在 地	横浜市青葉区すすき野 3 - 7 - 2 プロスペールすすき野
	名 称	横浜新都市脳神経外科病院
	所 在 地	横浜市青葉区荏田町 4 3 3 番地
	名 称	青葉さわい病院
	所 在 地	横浜市青葉区元石川町 4 3 0 0 番地
	名 称	横浜総合病院
	所 在 地	横浜市青葉区鉄町 2 2 0 1 - 5

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「契約書・重要事項説明書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

8. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理サービス内容としている為、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは原則ご遠慮頂いております。

(2) 面会

ご家族の方は可能な限り、利用者をお訪ね下さい。ご家族の励ましはリハビリテーションに効果的です。

- ・ 面会時間 午前 9 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分

※ 正面玄関開錠時間

平日 午前 9 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分

土日祝 午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分

※ 上記時間以外に出入りが必要な場合には夜間通用口をご利用下さい。インターホンにて対応致します。時間帯（早朝・夜間）によっては、最小人員で勤務しており、ご利用者優先の行動をとっております関係で、対応が遅くなる場合があります。ご迷惑お掛けしますがご理解の程、よろしくお願い致します。

※ 感染拡大防止措置等を講じているなど、平時対応と異なる場合は別途通知いたします。

- ・ 面会に来られた方はサービスステーション前の面会簿に必ずご記入下さい。
- ・ 飲食物を持参される場合はサービスステーション（職員）に了解を得るようお願い致します。（原則的には御遠慮下さい。許可を受けた場合も少量にてお願いします。）

(3) 消灯時間 午後9時00分

(4) 外出・外泊

外出、外泊を希望される方は、事前に所定の用紙に記入の上必ずサービスステーションに申し出て下さい。また外泊される方は、医師の診察が必要となりますので外泊日の7日前までに職員に申し出て下さい。

(5) 外出時等の施設外での受診

外出、外泊中の病院、診療所での受診は原則的には出来ません。他科受診の必要性につきましては、ご相談の上判断をいたしますので、事前に職員（相談員等）までご連絡下さい。

(6) 飲酒・喫煙 施設内での飲酒・喫煙につきましては禁止いたします。

(7) 洗濯物

衣類の洗濯、補充、入れ換えは原則としてご家族にてお願いしております。クリーニング業者への委託も可能ですので、ご希望の方は1階事務室までお問い合わせ下さい。

(8) 火気の取扱い 施設内での火気の取扱いにつきましては禁止いたします。

(9) 設備・備品の利用 許可なき利用を禁止いたします。

(10) 所持品・備品等の持ち込み 別紙参照の上持参下さい。

(11) 金銭・貴重品の管理 原則として持込禁止といたします。

(12) ペットの持ち込みは、原則として禁止いたします。

(13) 他利用者への迷惑行為は禁止します。

9. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事務部職員を充てる。

(2) 防火責任者及び火元責任者には、各フロア担当者を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。防火教育内容は、概ね次に挙げるものとする。消防計画について・職員等が守るべき事項・火災発生時及び地震発生時の対応について・その他火災予防上必要な事項について、採用時とその後必要の都度防災教育を行い、消火訓練年2回以上、避難訓練年2回以上（うち一回は夜間を想定した訓練）、通報訓練年2回以上実施をする。

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

10. 要望又は苦情・相談体制

- (1) 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情がある場合には当施設、市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
 - (2) 当施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
 - (3) 当施設は、利用者及び扶養者が苦情申し出等をおこなったことを理由として、何らの不利益な取扱いもいたしません。
 - (4) 当施設には支援相談の専門員として支援相談員、又は看護職員、介護職員、医師等職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話：045-904-2255) 要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- ① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

施設の相談窓口	相談員	野田 昌良・佐橋 香苗・菅野 衣美
	電話番号	045-904-2255
	FAX番号	045-904-1511
	対応時間	09:00 ～ 17:30
苦情解決責任者	施設長	河西 紀昭
	電話番号	045-904-2255
	FAX番号	045-904-1511
	対応時間	09:00 ～ 17:30

② 公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

市町村窓口	名称	横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）
	所在地	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
	電話番号	045-263-8084
	FAX番号	045-550-3615
	対応時間	09:00 ～ 17:00
	名称	横浜市青葉区高齢障害支援課
	所在地	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
	電話番号	045-978-2444
国保連窓口	FAX番号	045-978-2416
	対応時間	09:00 ～ 17:00
	名称	神奈川県国民健康保険団体連合会
	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠木27-1
	電話番号	045-329-3447
	電話番号	0570-022110（苦情専用）
	FAX番号	0570-033110
	対応時間	09:00 ～ 17:00

11. 職員の服務規律

職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持します。利用者に対しては、人格を尊重し丁寧に対応します。

12. 職員の研修

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。施設内研修の場を設け、職員全体の共通認識を深めることに努力します。

13. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び保証人（連帯保証人）、ご親族等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

14. 短期入所療養介護等の概要

短期入所療養介護等は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画等が作成されますがその際、利用者・保証人（ご家族等）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

15. その他

（１）介護保険証の確認

ご利用の申込にあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

（２）介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭にお帰りいただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人（ご家族等）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

（３）秘密の保持等

- ・ 当施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないようにします。
- ・ 当施設は、居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ入所者又は保証人（ご家族等）の同意を得ることとします。

（４）緊急時について

緊急時には他科受診を行う場合があります。その際は契約書にご記入いただいた連絡先に連絡いたしますので、ご家族のご協力をお願いいたします。

(5) その他事項

- ・ サービス従事者に対するお贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ・ 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。
- ・ 居室変更については、介護・看護上の便宜、又は、利用者様の容態の変化により居室変更を行うことがあります。

16. 支払い方法

請求書及び前々月の領収書を、毎月15日までに発行、送付させていただきます。当該合計額をその月の27日までにお支払い下さい。(毎月1日～末日分までの介護保険1～3割負担分及び自己負担分を翌月27日お支払いいただくことになります)

(1) お支払方法は、口座振替となります。指定口座に引落日前日までにご入金下さい。

(2) 要介護区分変更申請中等で、区分が確定していない場合は、確定次第請求とさせていただきます。

17. 介護保険サービス費

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。下記には認知症ケア加算（認知専門棟入所者で対象者）が含まれます。（1日あたりの「強化型老健」基本料金・利用者負担1割分）

介 護 度	一 般 棟		認知症専門棟 (※1)
	個 室	多床室（2人・4人）	
要支援1	678円	721円	803円
要支援2	834円	894円	976円
要介護1	878円	967円	1,049円
要介護2	958円	1,050円	1,132円
要介護3	1,027円	1,120円	1,202円
要介護4	1,091円	1,182円	1,264円
要介護5	1,152円	1,245円	1,327円

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、82円が加算されます。（上記金額は含まれております）

（1日あたりの「加算型老健」基本料金・利用者負担1割分）

介 護 度	一 般 棟		認知症専門棟 (※1)
	個 室	多床室（2人・4人）	
要支援1	621円	658円	740円
要支援2	779円	830円	912円
要介護1	808円	890円	972円
要介護2	859円	944円	1,026円
要介護3	927円	1,012円	1,094円
要介護4	984円	1,069円	1,151円
要介護5	1,041円	1,128円	1,210円

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、82円が加算されます。（上記金額は含まれております）

施設類型区分は要件や体制状況等により変更（強化型⇄加算型）することがあります。

該当の施設類型区分により、上記料金の変更がございます。

(2) 加算項目 （1日あたりの基本料金・利用者負担1割分）

項 目	金額（×利用日数）	備考
夜勤職員配置加算	26円／日	入所者数（短期入所利用者含）が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置していること。2名を超えて配置している事。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上であること。上記いずれかに該当すること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20円／日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7 円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。常勤職員が 75％以上であること。勤続 7 年以上の介護士の割合が 30％以上であること。上記いずれかに該当すること。
認知症ケア加算（※1）	82 円／日	日常生活自立度判定基準にいう、ランクⅢ・Ⅳ・Ⅴに該当し認知症専門棟における処遇が適切で、日中は 10 人に対し常時 1 人以上、夜間及び深夜には 20 人に 1 人以上の看護職員又は介護職員を配置していること。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	55 円／日	在宅復帰・在宅療養支援の機能を推進する観点から、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認、入所後の取り組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標を用いて評価された場合に算定。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	55 円／日	在宅復帰・在宅療養支援の機能を推進する観点から、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認、入所後の取り組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標を用いて評価された場合に算定。

（３） その他加算項目

項目	金額（×利用日数）（×回数）	備考
個別リハビリテーション加算	258 円／日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定。
緊急短期入所受入加算	97 円／日	利用者の状態や家族等の事情により、居宅ケアマネが計画にない緊急にショートが必要と認めた利用者。利用開始日から 7 日（やむを得ない事情がある場合は 14 日）を限度。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	215 円／日	医師が在宅生活困難であり緊急的にショート利用をすることが適当と判断。利用開始日から 7 日を限度。
若年性認知症利用者受入加算	129 円／回	若年性認知症の利用者を受け入れた場合。
重度療養管理加算	129 円／日	要介護 4 又は 5。計画的な医学管理を継続して実施かつ療養上必要な処置を実施した場合。 ◆常時頻回の喀痰吸引を実施 ◆呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ◆中心静脈注射を実施 ◆人工腎臓を実施かつ重篤な合併症を有する ◆重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施 ◆膀胱又は直腸の機能障害の程度が身障 4 級以上に該当かつストーマ処置実施 ◆経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行なわれている ◆褥瘡に対する治療を実施 ◆気管切開が行なわれている
療養食加算	9 円／回	医師の指示箋に基づく療養食（厚生労働省が定める療養食）を提供した場合。管理栄養士又は栄養士によって管理。利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供（1 日 3 食限度/1 食ごと）
緊急時治療管理	556 円／日	緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行なった場合に、1 月に 1 回、連続する 3 日を限度に算定する。
送迎加算（片道）	198 円／日	居宅と施設間の送迎を実施。

総合医学管理加算	295 円／日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算。 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
口腔連携強化加算	54 円／月	口腔の健康状態の評価を実施した場合に、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合。(1 月に 1 回算定)
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	108 円／月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入の上で (Ⅱ) の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認される場合。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	11 円／月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している場合。
身体拘束廃止未実施減算	総単位数 × ▲0.01%	身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合に減算。
高齢者虐待防止措置未実施減算	総単位数 × ▲0.01%	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。
業務継続計画未策定減算	総単位数 × ▲0.01%	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合に減算。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰイ)	所定単位数 × 9.0%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士 30%以上を配置していること。(Ⅰロ)については令和 8 年度特例要件を満たすこと。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ)	所定単位数 × 9.7%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱイ)	所定単位数 × 8.6%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上いること。(Ⅱロ)については令和 8 年度特例要件を満たすこと。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱロ)	所定単位数 × 9.3%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数 × 6.9%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数 × 5.9%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。

17. 介護保険サービス費

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。下記には認知症ケア加算（認知専門棟入所者で対象者）が含まれます。

（1日あたりの「強化型老健」基本料金・利用者負担2割分/【 】は利用者負担3割分）

介 護 度	一 般 棟		認知症専門棟 (※1)
	個 室	多床室 (2人・4人)	
要支援1	1,355 円 【2,033 円】	1,441 円 【2,161 円】	1,604 円 【2,406 円】
要支援2	1,668 円 【2,502 円】	1,788 円 【2,682 円】	1,951 円 【2,927 円】
要介護1	1,756 円 【2,634 円】	1,934 円 【2,901 円】	2,097 円 【3,146 円】
要介護2	1,915 円 【2,872 円】	2,099 円 【3,149 円】	2,262 円 【3,394 円】
要介護3	2,054 円 【3,081 円】	2,239 円 【3,358 円】	2,402 円 【3,603 円】
要介護4	2,181 円 【3,271 円】	2,363 円 【3,544 円】	2,526 円 【3,789 円】
要介護5	2,303 円 【3,454 円】	2,489 円 【3,734 円】	2,652 円 【3,979 円】

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、163 円 【245 円】が加算されます。
（上記金額は含まれております）

（1日あたりの「加算型老健」基本料金・利用者負担2割分/【 】は利用者負担3割分）

介 護 度	一 般 棟		認知症専門棟 (※1)
	個 室	多床室 (2人・4人)	
要支援1	1,242 円 【1,862 円】	1,315 円 【1,972 円】	1,478 円 【2,217 円】
要支援2	1,557 円 【2,335 円】	1,660 円 【2,490 円】	1,823 円 【2,735 円】
要介護1	1,615 円 【2,422 円】	1,780 円 【2,670 円】	1,943 円 【2,915 円】
要介護2	1,718 円 【2,576 円】	1,887 円 【2,830 円】	2,050 円 【3,075 円】
要介護3	1,853 円 【2,779 円】	2,024 円 【3,036 円】	2,187 円 【3,281 円】
要介護4	1,968 円 【2,952 円】	2,138 円 【3,207 円】	2,301 円 【3,452 円】
要介護5	2,082 円 【3,123 円】	2,256 円 【3,384 円】	2,419 円 【3,629 円】

※1 認知症ケア加算対象者の方で認知症専門棟へ入居された場合、163 円 【245 円】が加算されます。
（上記金額は含まれております）

施設類型区分は要件や体制状況等により変更（強化型⇔加算型）することがあります。

該当の施設類型区分により、上記料金の変更がございます。

(2) 加算項目 (1日あたりの基本料金・利用者負担2割分/【 】は利用者負担3割分)

項 目	金額(×利用日数)	備考
夜勤職員配置加算	52 円/日 【78 円/日】	入所者数（短期入所利用者含）が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置していること。2 名を超えて配置している事。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	47 円/日 【71 円/日】	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること。勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 35%以上であること。上記いずれかに該当すること。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	39 円/日 【58 円/日】	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 60 以上であること。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	13 円／日 【20 円／日】	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。常勤職員が 75%以上であること。勤続 7 年以上の介護士の割合が 30%以上であること。上記いずれかに該当すること。
認知症ケア加算（※1）	163 円／日 【245 円／日】	日常生活自立度判定基準にいう、ランクⅢ・Ⅳ・Ⅴに該当し認知症専門棟における処遇が適切で、日中は 10 人に対し常時 1 人以上、夜間及び深夜には 20 人に 1 人以上の看護職員又は介護職員を配置していること。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	110 円／日 【164 円／日】	在宅復帰・在宅療養支援の機能を推進する観点から、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認、入所後の取り組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標を用いて評価された場合に算定。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	110 円／日 【164 円／日】	在宅復帰・在宅療養支援の機能を推進する観点から、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認、入所後の取り組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標を用いて評価された場合に算定。

（３） その他加算項目

項目	金額（×利用日数）（×回数）	備考
個別リハビリテーション加算	515 円／日 【772 円／日】	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定。
緊急短期入所受入加算	193 円／日 【290 円／日】	利用者の状態や家族等の事情により、居宅ケアマネが計画にない緊急にショートが必要と認めた利用者。利用開始日から 7 日（やむを得ない事情がある場合は 14 日）を限度。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	429 円／日 【644 円／日】	医師が在宅生活困難であり緊急的にショート利用をすることが適当と判断利用開始日から 7 日を限度。
若年性認知症利用者受入加算	258 円／回 【386 円／回】	若年性認知症の利用者を受け入れた場合。
重度療養管理加算	258 円／日 【386 円／日】	要介護 4 又は 5。計画的な医学管理を継続して実施かつ療養上必要な処置を実施した場合。 ◆常時頻回の喀痰吸引を実施 ◆呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ◆中心静脈注射を実施 ◆人工腎臓を実施かつ重篤な合併症を有する ◆重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施 ◆膀胱又は直腸の機能障害の程度が身障 4 級以上に該当かつストーマ処置実施 ◆経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行なわれている ◆褥瘡に対する治療を実施 ◆気管切開が行なわれている
療養食加算	17 円／回 【26 円／回】	医師の指示箋に基づく療養食（厚生労働省が定める療養食）を提供した場合。管理栄養士又は栄養士によって管理。利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供（1 日 3 食限度/1 食ごと）
緊急時治療管理	1,111 円／日 【1,666 円／日】	緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行なった場合に、1 月に 1 回、連続する 3 日を限度に算定する。
送迎加算（片道）	395 円／日 【592 円／日】	居宅と施設間の送迎を実施。

総合医学管理加算	590 円／日 【885 円／日】	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算。 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
口腔連携強化加算	108 円／月 【161 円／月】	口腔の健康状態の評価を実施した場合に、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合。(1 月に 1 回算定)
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	215 円／月 【322 円／月】	見守り機器等のテクノロジーを複数導入の上で (Ⅱ) の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認される場合。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	22 円／月 【33 円／月】	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している場合。
身体拘束廃止未実施減算	総単位数 × ▲0.01%	身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合に減算。
高齢者虐待防止措置未実施減算	総単位数 × ▲0.01%	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。
業務継続計画未策定減算	総単位数 × ▲0.01%	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合に減算。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰイ)	所定単位数 × 9.0%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士 30%以上を配置していること。(Ⅰロ)については令和 8 年度特例要件を満たすこと。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ)	所定単位数 × 9.7%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱイ)	所定単位数 × 8.6%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上いること。(Ⅱロ)については令和 8 年度特例要件を満たすこと。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱロ)	所定単位数 × 9.3%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数 × 6.9%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数 × 5.9%	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。

18. 介護保険サービス費以外

(1) その他の費用

項目	金額	備考
食費	朝食 630 円 昼食 800 円 夕食 760 円	食材料費・調理費用、設備機器等を相当分した金額です。 ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払い頂く食費の上限となります。
おやつ	50 円／日	おやつを希望された場合にお支払いいただきます。
居住費	・ 1,755 円／日 (従来型個室)	居住費は光熱水費等と室料相当の金額です。 ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払い頂く居住費の上限になります。
	・ 569 円／日 (多床室)	
特別な室料	4,400 円／日(特別室)	特別室、個室、2 人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。
	3,080 円／日(個室)	
	1,760 円／日(2 人室)	
日用品費	156 円／日	利用者が選定する、レンタルタオル(バスタオル・フェイスタオル・おしぼり) ボディシャンプー、綿棒、ティッシュペーパーなど、施設でセット用意するものを希望しご利用いただく場合にお支払いいただきます。
教養娯楽費	102 円／日	レクリエーションで使用する(リハビリ訓練を除く)折り紙、模造紙、紙テープ、粘土等の材料や風船、塗り絵、クレヨン、色鉛筆、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用、各クラブ活動等、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
理美容代	2,600 円／回	カット
	3,000 円／回	カット+顔剃り
	7,600 円／回	カット+パーマ・カット+カラーリング
業者洗濯代	550 円／回	1 ネット 2 k g まで(ドライクリーニングは別途料金)
T V レンタル代	130 円／日	個室以外の方はイヤホンをご用意下さい。
行事費	実費	遠足や小旅行、買物ツアーや飲食ツアー、観劇や講師を招いて実施する行事・イベントの費用で参加・希望された場合に実費相当分お支払い頂きます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン等の費用で、接種を希望された場合にお支払い頂きます。
特別な食事	実費	個人の希望により提供させていただく嗜好品になります。飲料・乳製品等を(指定)希望される場合お支払い頂きます。なお、詳細については、支援相談員にお問い合わせください(医師・管理栄養士と相談致します)
文書料	実費	診断書等の文書発行料など記入内容により異なります。その他(はがき・切手・宅配便送料など)は事務にお問い合わせ下さい。
電話代	実費	特別室・個室にある電話を使用した際にかかる通話料金です。
売店購入費	実費	売店での購入品。詳細は事務にてお問い合わせ下さい。

「強化型老健」利用料概算（1日あたり・1割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額+居住費+食費

部屋の種別\要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4人部屋（ 0円）	3,368円	3,541円	3,614円	3,697円	3,767円	3,829円	3,892円
2人部屋（1,760円）	5,128円	5,301円	5,374円	5,457円	5,527円	5,589円	5,652円
個室（3,080円）	7,591円	7,747円	7,791円	7,871円	7,940円	8,004円	8,065円

「強化型老健」利用料概算（1日あたり・2割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額+居住費+食費

部屋の種別\要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4人部屋（ 0円）	4,175円	4,522円	4,668円	4,833円	4,973円	5,097円	5,223円
2人部屋（1,760円）	5,935円	6,282円	6,428円	6,593円	6,733円	6,857円	6,983円
個室（3,080円）	8,355円	8,668円	8,756円	8,915円	9,054円	9,181円	9,303円

「強化型老健」利用料概算（1日あたり・3割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額+居住費+食費

部屋の種別\要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4人部屋（ 0円）	4,982円	5,503円	5,722円	5,970円	6,179円	6,365円	6,555円
2人部屋（1,760円）	6,742円	7,263円	7,482円	7,730円	7,939円	8,125円	8,315円
個室（3,080円）	9,120円	9,589円	9,721円	9,959円	10,168円	10,358円	10,541円

「加算型老健」利用料概算（1日あたり・1割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額+居住費+食費

部屋の種別\要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4人部屋（ 0円）	3,305円	3,477円	3,537円	3,591円	3,659円	3,716円	3,775円
2人部屋（1,760円）	5,065円	5,237円	5,297円	5,351円	5,419円	5,476円	5,535円
個室（3,080円）	7,534円	7,692円	7,721円	7,772円	7,840円	7,897円	7,954円

「加算型老健」利用料概算（1日あたり・2割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額+居住費+食費

部屋の種別\要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4人部屋（ 0円）	4,049円	4,394円	4,514円	4,621円	4,758円	4,872円	4,990円
2人部屋（1,760円）	5,809円	6,154円	6,274円	6,381円	6,518円	6,632円	6,750円
個室（3,080円）	8,242円	8,557円	8,615円	8,718円	8,853円	8,968円	9,082円

「加算型老健」利用料概算（1日あたり・3割負担の場合） 介護報酬に係る費用基本額+居住費+食費

部屋の種別\要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4人部屋（ 0円）	4,793円	5,311円	5,491円	5,651円	5,857円	6,028円	6,205円
2人部屋（1,760円）	6,553円	7,071円	7,251円	7,411円	7,617円	7,788円	7,965円
個室（3,080円）	8,949円	9,422円	9,509円	9,663円	9,866円	10,039円	10,210円

19. 施設類型区分

介護老人保健施設は、「在宅復帰・在宅療養支援等指標」という数値や、以下の4つの要件を満たしているかによって5種類に分類されます。

	超強化型 老健	在宅強化型 老健	加算型 老健	基本型 老健	その他型 老健
①退所時指導	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	いずれの要件も満たさない
②リハビリテーション マネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	いずれの要件も満たさない
③地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	いずれの要件も満たさない
④充実したリハビリ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	いずれの要件も満たさない
在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)	70 以上	60 以上	40 以上	20 以上	いずれの要件も満たさない

施設類型区分は、各要件や在宅復帰・在宅療養支援等指標により変動することがございます。

個人情報の利用目的

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設青葉の丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

« 介護老人保健施設内部での利用目的 »

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 入退所等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

« 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的 »

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 平時から協力医療機関への病歴・健康状態等の情報共有（月 1 回の定期的な会議含む）
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

« 当施設の内部での利用に係る利用目的 »

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 当施設において行われる事例研究

« 他の事業者等への情報提供に係る利用目的 »

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供

説明確認欄

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項及び利用料の計算方法、及び施設類型区分の変動について説明をし、交付しました。

(説明担当者) 施設名 介護老人保健施設 青葉の丘

説明担当者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり重要事項及び利用料の計算方法、及び施設類型区分の変動について説明及び交付を受けました。

(利用者) 氏名

住所

(保証人) 氏名

介護保険サービス費外（その他の費用）

① 食費／1日 2, 190円

ただし食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限となります。おやつは別途50円／日お支払いいただきます。（希望者のみ）

② 居住費（療養室の利用費）／1日

- ・ 従来型個室 1, 755円
- ・ 多 床 室 569円

ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払い頂く滞在費の上限になります。

③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日

- ・ 特別室 4, 400円
- ・ 個 室 3, 080円
- ・ 2人室 1, 760円

特別室、個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、上記室料については外泊時にも室料を頂くこととなります。

④ 日用品費／1日 156円

利用者が選定する、レンタルタオル（バスタオル・フェイスタオル・おしぼり）ボディシャンプー、綿棒、ティッシュペーパーなど、施設でセット用意するものを希望しご利用いただく場合にお支払い頂きます。

※ 個別選択の場合

- ・ レンタルタオル ／1日 136円
（バスタオル・フェイスタオル・おしぼり）
- ・ ボディシャンプー ／1日 2円
- ・ ハンドソープ ／1日 5円
- ・ シャンプー ／1日 1円
- ・ 綿棒 ／1日 4円
- ・ テッシュペーパー ／1日 9円
- ・ ペーパータオル ／1日 11円

※ 全て個人で用意される方は、費用はいただきません。

⑤ 教養娯楽費／1日 102円

クラブ活動、レクリエーションで使用する（リハビリ訓練を除く）、折り紙、模造紙、紙テープ、粘土等の材料や風船、塗り絵、クレヨン、色鉛筆、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ 理美容代／1回あたり(外部委託)

・ カット	2, 6 0 0 円
・ カット＋顔剃り	3, 0 0 0 円
・ パーマ	5, 0 0 0 円
・ カラーリング	5, 0 0 0 円
・ カット＋パーマ	7, 6 0 0 円
・ カット＋カラーリング	7, 6 0 0 円

※ ご希望により理美容を利用した場合にお支払いいただきます。

⑦ テレビレンタル代／1日 1 3 0 円

ご希望により設置いたします（認知専門棟入所者は要相談）

⑧ 私物洗濯代／1回 5 5 0 円(1衦2 k g まで)

業者委託した場合の料金です。ドライクリーニングを利用する場合は別料金となります。

⑨ 電気代／1日 1 0 円

電気毛布・あんか等（60W まで）電化製品等持込の場合にお支払いいただきます。

⑩ 行事費／実費

遠足や買物ツアーや飲食ツアー、観劇や講師を招いて実施する行事・イベントの費用で、参加された場合に実費相当分をお支払いいただきます。

⑪ 健康管理費／実費

インフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン等の係る費用で、接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑫ 特別な食事／実費

ご利用者様個人の希望により提供させていただく嗜好品になります。飲料・乳製品等を(指定)希望される場合お支払いいただきます。なお、詳細については、支援相談員にお問い合わせ下さい。(医師・管理栄養士と相談させていただきます)

⑬ 文書料／実費

診断書等の文書発行料など記入内容により異なります。詳しくは支援相談員にご確認下さい。その他、(はがき・切手・宅急便送料など)は、事務にてお問い合わせ下さい。

⑭ 電話代／実費

特別室・個室にある電話を使用した際の通話料金となります。

⑮ 売店購入費／売店での購入品

シューズなど、施設売店にてお買い上げいただく商品です。